

1 観点別学習状況の評価と校務支援システム導入の趣旨及び経緯

(1) 趣旨

観点別学習状況の評価は、学校教育法第30条で示された学力の3要素を踏まえた4つの観点「関心・意欲・態度」、「思考力・判断力・表現力」、「技能」、「知識・理解」について、目標に準拠した評価により、評価をその後の学習指導の改善に生かし、個に応じた指導の充実を図る、いわゆる「指導と評価の一体化」を行うことで生徒の学力向上に資するものです。

(2) 経緯

高校教育担当は、教務主任会議、学習評価改善推進担当者会議、初任研等の教員研修会等において学習評価の改善に係る説明を行い、平成25年には「学習評価の手引き(岩手県版)」を作成し、観点別学習状況の評価について理解を図ってきました。

また、観点別学習状況の評価に基づく成績通知の実施にあたり、全県統一の校務支援システムを導入し、業務を軽減するための環境を整備してきました。

2 個別の回答

(1) 観点別学習状況の評価が、生徒に対してではなく外部への説明が重視されているという指摘について

学校には、これまでと同様に、生徒や保護者に対して、生徒の学習状況をどのような評価規準に基づきどのような方法で評価したのかを説明する責任があります。生徒は、その評価結果を基に自分の学習を振り返ることで適切に自己評価し、今後どのような点に注意して学習すべきかを考えることになり、生徒の学習を改善することにつながります。

したがって、観点別学習状況の評価の基となる評価規準は、公正・公平で客観的なものでなければならず、生徒・保護者に対して公表する必要があります。この公開性が、外部への説明が重視されているという受けとめにつながっているものと捉えていますが、観点別評価には必要なこととして御理解願います。

(2) 観点別評価シートの廃止について

観点別学習状況の評価に基づく成績通知を行うためには、校務支援システムに観点別の成績を入力する必要があります。学習評価シートは、日常の学習状況を形成的に評価するためのツールであり、日常の評価と単元など学習のまとまりを総括的に評価する定期考査等を合わせて成績を総括する際に、観点の重み付けや考査と考査以外の割合に基づいた成績を自動的に計算することができます。また、このシートを用いると算出した観点別の成績を校務支援システムに容易に取り込むことができます。

したがって、廃止することは考えていませんが、教員の負担が増えないのであれば学校の判断で、このシートを用いずに、校務支援システムに直接点数を入力することも可能です。

(3) 「個々の課題に応じた努力」や「困難に向き合う地道な取組」及び「思考力・判断力」の評価が低くなりがちであるという指摘について

評価規準は、各教科・科目の目標や生徒の実態を踏まえて各学校において設定するものであり、評価結果が生徒の実態を捉えていないと考えられる場合には、評価したい内容が適切に評価できるよう指導方法や評価方法、評価規準等を見直し評価の妥当性を高める必要があります。

また、特別な支援を要し個別に対応しなければならない生徒の評価については、個別の指導計画に基づく評価を行うことや多様な方法による評価を行うこと等で個別に対応していくことも考えられます。

(4) 定期考査を軽視する傾向が増し自ら学びを深めようとする生徒が増えるという指摘について

観点別学習状況の評価は、従来の「定期考査+平常点」という評価ではなく、観点に基づき生徒一人一人の日常の学習状況を多面的に評価し、その結果を生徒や保護者に伝え、その後の指導や生徒本人の学習に生かしていくものであり、決して定期考査を軽視するものではありません。